

○今回の潮位計に係る工事は、**既許可設備の機能・構成に影響のない範囲***で工事を進めている。

○また、**当社は2019年5月24日**に、津波警報が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」による津波にかかる**対応方針を決定**した。この時点で、当社の自主的な安全性向上対応として、潮位計の工事着手や運転手順の整備を進めていた。

・この後、**2019年7月3日に本件にかかるバックフィット文書が発出**。9月26日に設置変更許可を申請した。
なお、**審査を通じ基準適合要件の明確化が進んだが、適宜、仕様を修正し工事を継続している**。

・**この工事着手並びにバックフィット指示後の工事継続については**、2018年11月に、検査制度見直しに係る規制庁殿との面談において、「**新規制施行に伴う手続き等について**」を踏襲するとの規制庁殿のご見解をもとに、バックフィット指示後の本工事継続の是非を検討した。

○今回の潮位計に係る工事は、冒頭で述べたとおりバックフィット指示前から当社の自主的な安全性向上対応として着手していること、さらには既許可設備の機能・構成に影響のない範囲で工事を進めているものであることから、**工事の継続は妥当**と考えている。

(参考)「新規制施行に伴う手続き等について」(平成25年6月19日)【抜粋】

(1) 新規制施行前に工事に着手又は完成した設備等について

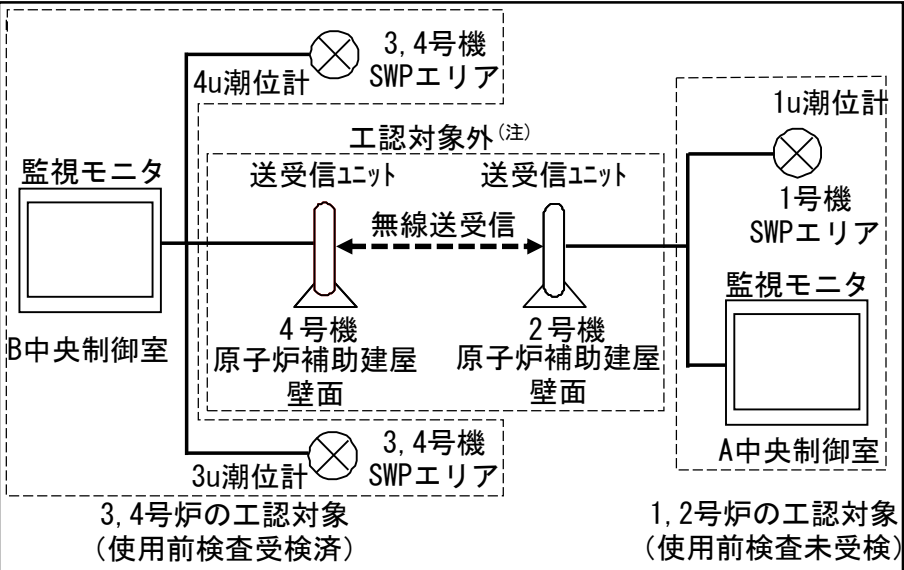
新規制によって新たに要求される設備等であって、新規制施行前に工事に着手又は完成したものについては、新規制施行後、当該設備等に関する設置変更許可、工事計画変更認可、使用前検査等の手続により、原子炉の運転前に新規制基準への適合性を確認する。

なお、**新規制施行前に工事に着手し、新規制施行時点で完了していない設備等については、新規制施行後も工事の継続は可能**である。

※：潮位計を構成する機器類のうち、既認可の範囲は、現段階でその系統構成・機能を一切変更していない。なお、既認可範囲の変更を伴う多重化／多様化のための系統独立化などは、工事計画認可後に実施し、その後、速やかに使用前事業者検査を申請・受検する。

高浜発電所 潮位計の変更の概要 (1 / 2)

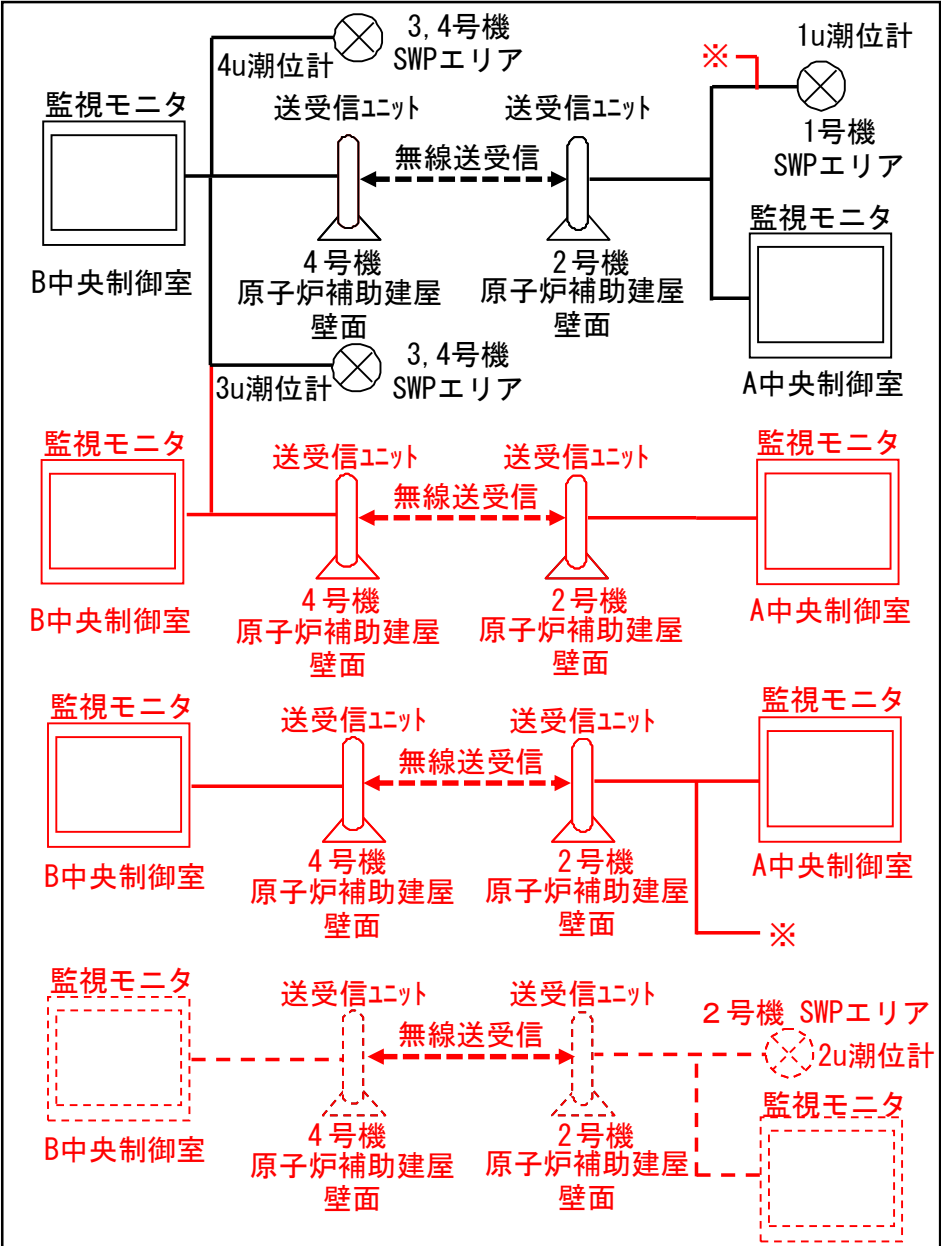
<2019.5時点 (警報なし津波対応前) >



(注) 技術基準適合上は必須ではないが、自主的に送受信ユニットを用い、1,2号炉及び3,4号炉中央制御室にて他号炉の潮位を参照できるようにしている。

<~2020.6>

(注) 2019.5からの追加部分を赤で記載。
なお、赤点線部分は現状未設置。



高浜発電所 潮位計の変更の概要 (2 / 2)

<工事完了後>

(注) 2020.6からの追加部分を赤で記載。

